

<報道発表資料>

令和 7 年 5 月 1 日

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課

アーツ エイド キョウト
Arts Aid KYOTO～京都市 連携・協働型文化芸術支援制度～

令和 7 年度「通常支援型」の募集開始

京都市では、現在の厳しい社会経済情勢の下でチャレンジする、アーティストなど文化芸術関係者の意欲的な活動を社会全体で支え、持続的な文化芸術の発展を目指す「Arts Aid KYOTO（京都市 連携・協働型文化芸術支援制度）」を令和 3 年度に創設しました。

この度、この制度を活用した寄付金等を財源とし、補助金を交付する支援事業を令和 7 年 5 月 2 日（金）から募集します。

【募集内容】

● 補助金の枠組み

支援内容が異なる以下の三つの枠を設けています。いずれか一つを選択して応募してください。なお、令和 7 年度は、前年度から予算を 1,000 千円増額し、一般助成枠 A の採択予定件数を 5 件から 6 件に増やしました。

【一般助成枠（A・B）】	【若手交流促進枠】
京都の文化芸術振興への寄与が期待される事業に補助金を交付します。 【A】 補助上限額：1 事業につき 1 0 0 万円 採択予定件数：6 件程度 対象となる経費： 対象事業の実施に要する経費 【B】 補助上限額：1 事業につき 2 0 万円 採択予定件数：2 0 件程度 対象となる経費： 対象事業の実施に要する経費 【A・B 両方選考あり。書類審査で決定】	使途を交通費及び宿泊費のみに限定した助成です。対象は令和 7 年 4 月 1 日時点で 3 0 歳未満の方。移動や交流による新しい文化創造のきっかけとなるような文化芸術事業に補助金を交付します。 ★令和 7 年 4 月 1 日時点で 3 0 歳未満の方（団体の場合は構成員の半数超が 3 0 歳未満）のみ申請可能です。 ★事前説明会への参加が必須です。 補助上限額：1 事業につき 1 0 万円 採択予定件数：1 0 件程度 対象となる経費： 申請事業に係る交通費及び宿泊費 【申請要件を満たした事業の中から抽選で決定】

※ 対象外経費あり。詳細は募集案内を参照。

● 募集期間

令和7年5月2日（金）午前10時～6月6日（金）午後5時

● 応募方法

募集案内や応募フォーム、申請様式等は以下のサイトを御参照ください。

URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000302083.html>

申請を検討されている方向けの特設ガイドページも合わせて御参照ください。

URL：<https://aak2025.kyotoartsupport.com>

<若手交流促進枠への申請を御検討の方へ>

以下いずれかの日時に開催する事前説明会（オンライン）への参加が必須となります。

原則、①又は②に参加してください。①又は②への参加がどうしても難しい場合に限り

③に御参加ください。また、やむを得ない事情のためいずれの日時も参加できない場合

は、事務局へ御相談ください。

事前説明会開催日時：①5月16日（金）午前11時～12時

②5月22日（木）午後6時～7時

③5月31日（土）午後2時～3時

申込フォーム：<https://forms.gle/QPe5mS2G7pteuleWA> ※申込締切：各回前日午後5時まで

お申し込みいただいた方には、当日までにオンライン説明会の URL をお送りいたします。

● 対象者

(1) 「一般助成枠（A・B）」補助対象者

以下の両方に当てはまる個人、団体等（法人含む。）が対象です。

- ・ 京都市内に住所地、団体所在地又は活動拠点のいずれかがある者
- ・ これまでに文化芸術事業（文化芸術基本法第8条から第12条に列挙された分野に関する事業。分野横断的な事業も含む。）を実施したことがある者

(2) 「若手交流促進枠」補助対象者

以下の全てに当てはまる個人、団体等（法人含む。）が対象です。

- ・ 京都市内に住所地又は団体所在地のいずれかがある者（活動拠点のみは不可）
- ・ 令和7年4月1日時点で30歳未満である者（団体の場合は構成員の半数超が30歳未満）
- ・ これまでに文化芸術事業（文化芸術基本法第8条から第12条に列挙された分野に関する事業。分野横断的な事業も含む。）を実施したことがある者

※ 「一般助成枠（A・B）」、「若手交流促進枠」の三つのうち、いずれか一つしか応募できません。また、「役員等を務める団体・グループ等」として申請する場合、「個人」又は「役員等を務める他の団体・グループ等」としては応募できません。

● 対象事業

(1) 「一般助成枠（Ａ・Ｂ）」補助対象事業

以下の全てに当てはまる事業（公演、展示、リサーチ、ワークショップ等）が対象です。

- ・ 京都市内で実施する文化芸術事業
- ・ 文化芸術の振興に資するもの
- ・ 不特定多数に公開する目的で実施されるもの

※ 詳細は募集案内を御確認ください。

(2) 「若手交流促進枠」補助対象事業

- ・ 自身が京都市外へ赴いて実施する公演及び展示等並びにゲストを京都市へ招いて実施する公演及び展示等で、ゲストや参加者との交流を伴う文化芸術事業
- ・ 対象となるのは、公演、展示、ワークショップ、トークイベント、上映会、勉強会及び交流会等です。制作やリサーチのみで交流を伴わない事業や、交流をインターネット上のみで実施するなどリアルでの交流を伴わない事業は対象となりません。
- ・ 移動や交流による新しい文化創造のきっかけとなるような事業を募集します。

※ 詳細は募集案内を御確認ください。

● 補助金交付の対象となる事業期間

令和７年８月１日（金）～令和８年３月３１日（火）

● 審査・決定

(1) 「一般助成枠（Ａ・Ｂ）」は提出された申請内容を基に審査を行い、採択者を決定します。

(2) 「若手交流促進枠」は申請要件を満たした応募者の中から抽選で決定します。

「一般助成枠（Ａ・Ｂ）」、「若手交流促進枠」いずれも、令和７年７月中に全ての応募者に結果を通知予定です。

<お問合せ先>

本事業に関するお問合せ先

京都市文化芸術総合相談窓口（KACCO）[京都芸術センター（公益財団法人京都市芸術文化協会）内]

電話：０７５－２５２－２１６２

問合せフォーム：<https://forms.gle/uwfnGy7vDiaEhCUi8>

（祝日及び京都芸術センターの臨時休館日を除く火～土 午前１０時～午後６時）

報道機関からのお問合せ先

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課

電話：０７５－２２２－３１１９